

地域生活支援拠点等 整備推進モデル事業

事業実績報告書

平成28年3月

新潟県上越市

目次

第1章	上越市の紹介	4
1.	上越市の概要	4
	(1)位置・地勢	
	(2)面積・広がり	
	(3)推計人口	
2.	上越市の障害福祉の現状と課題	5
	(1)障害者手帳所持者の概要	
	(2)障害福祉サービス受給者数の状況	
	(3)あんしん生活支援事業の概要	
	(4)障害者緊急短期入所用居室確保事業の概要	
	(5)ロングショートステイの利用者数	
	(6)重症心身障害者数	
	(7)障害福祉の現状と課題のまとめ	
第2章	事業目的及び事業実施主体	10
1.	事業目的	10
	(1)事業目的	
	(2)上越市におけるモデル事業実施の必要性	
2.	事業実施主体	10
第3章	事業要旨	11
1.	事業の概要	11
	(1)事業実施の経緯	
	(2)事業概要	
	(3)事業期間	
第4章	事業内容	12
1.	準備委員会等の開催実績	12
	(1)検討会の構成	
	(2)検討会における重点目標	

(3)検討会の開催内容	
2. 専門家の招聘、関係者への研修	13
(1)講演会の概要	
(2)講演会講師の紹介	
(3)講演会の参加者	
3. その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備	
に必要な事業	14
(1)先進地視察研修の選定	
(2)のぞみの郷高社	
(3)重度・高齢者グループホーム「そら」	
(4)自閉症者自立支援センター「ゆい」	
第5章 地域生活支援拠点等の整備の種類	17
1. これまでの議論を踏まえて	17
2. 上越市地域生活支援拠点等の整備モデル	17
第6章 必要な機能の具体的な実施内容	18
1. 地域生活支援拠点に求められる必要な機能	18
を議論するにあたって	
2. 拠点に必要な機能の検討	18
(1)拠点に求められる機能の洗い出し	
(2)拠点に求められる機能の整理	
3. 上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能	23
第7章 事業実施の結果及び今後の課題・方針	24
1. 事業実施の結果	24
2. 今後の課題	25
3. 今後のスケジュール（予定）	25

第1章 上越市の紹介

1. 上越市の概要

(1) 位置・地勢

上越市は、新潟県の南西部に日本海に面して位置し、北は柏崎市、南は妙高市、長野県飯山市、東は十日町市、西は糸魚川市に隣接しています。

古くから交通の要衝として栄えましたが、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR 信越本線、ほくほく線などを有しています。さらに、平成 27 年 3 月には北陸新幹線が金沢まで延伸しました。



(2) 面積・広がり

平成 28 年 4 月 1 日現在

面積	広がり	
	東西	南北
973.81 km ²	44.6 km	44.2 km

(3) 推計人口

平成 28 年 4 月 1 日現在

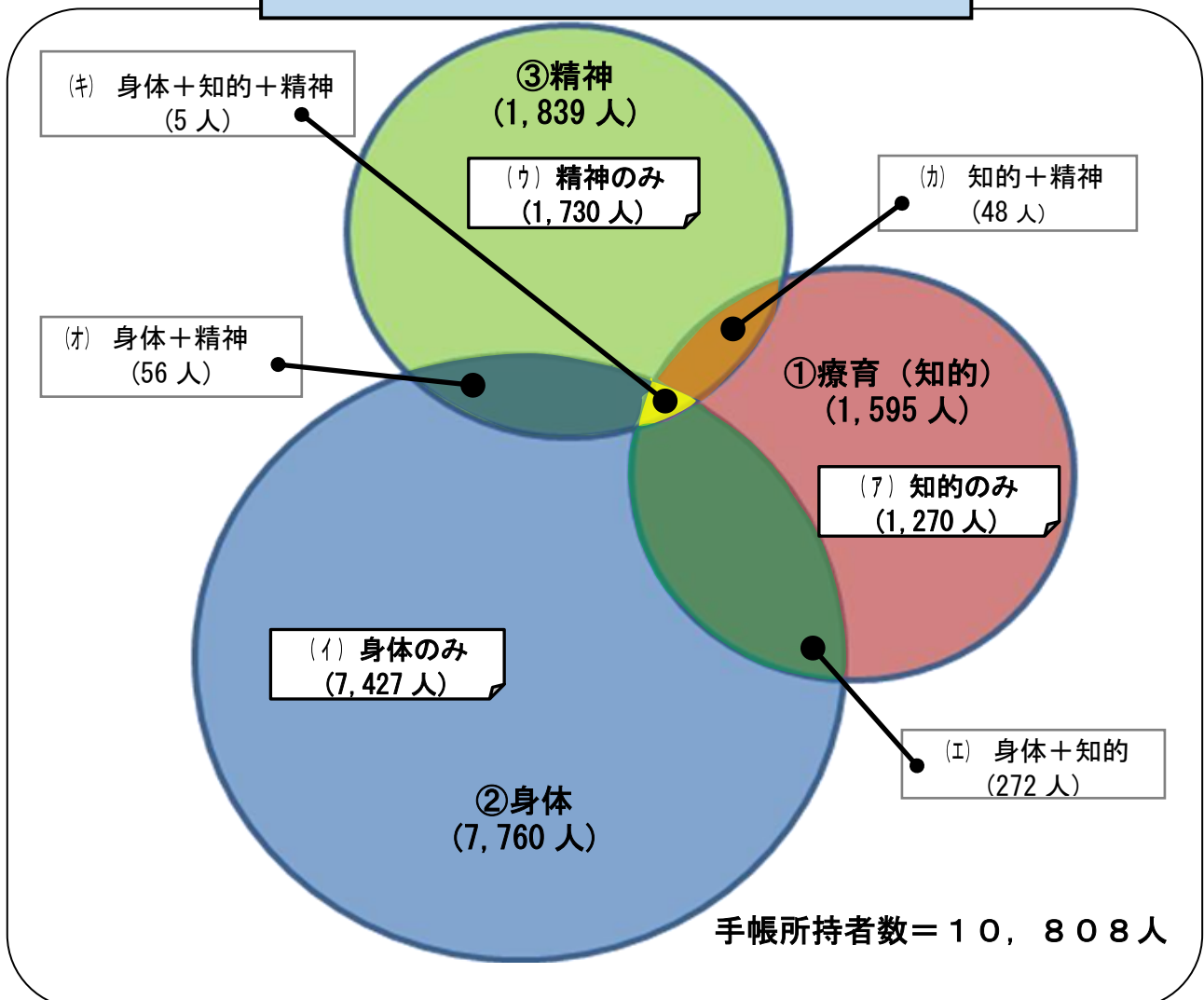
総数	男	女	世帯数
195,737	95,374	100,363	74,132

2. 上越市の障害福祉の現状と課題

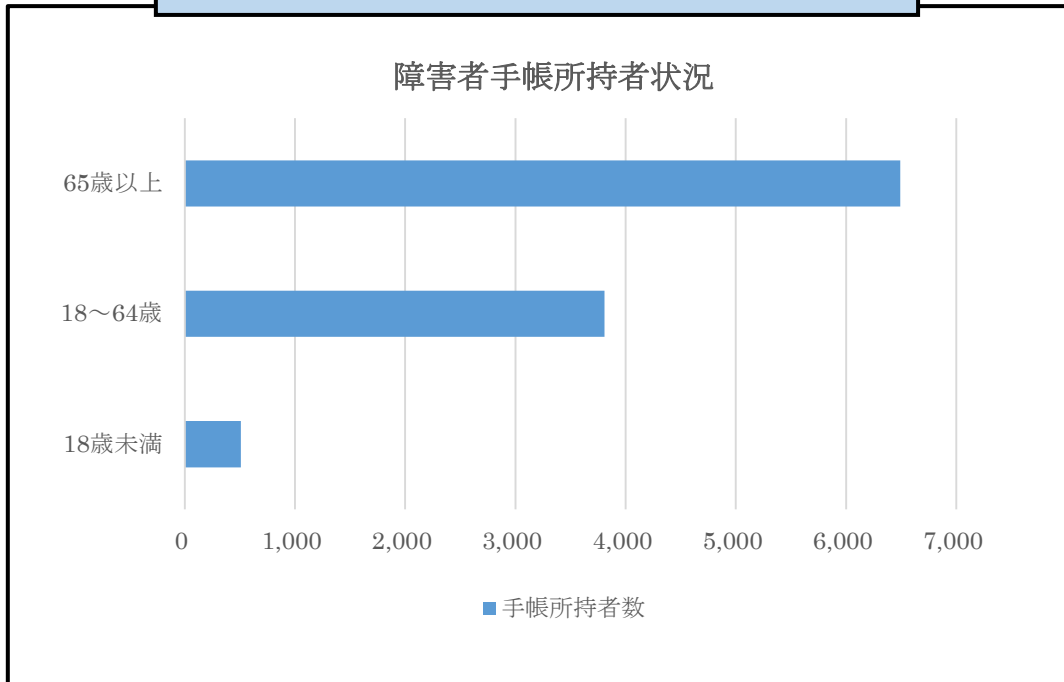
(1) 障害者手帳所持者の概要

上越市における障害者手帳所持者は、全体で 1 万人以上おり、人口の 5%以上にのぼります。中でも、身体に障害のある人が最も多く、全体の約 7 割を占めています。高齢になってから手帳を取得する人も多く、65 歳以上の方が全体の約 6 割を占めています。

障害者手帳所持者の概要（平成 28 年 4 月）



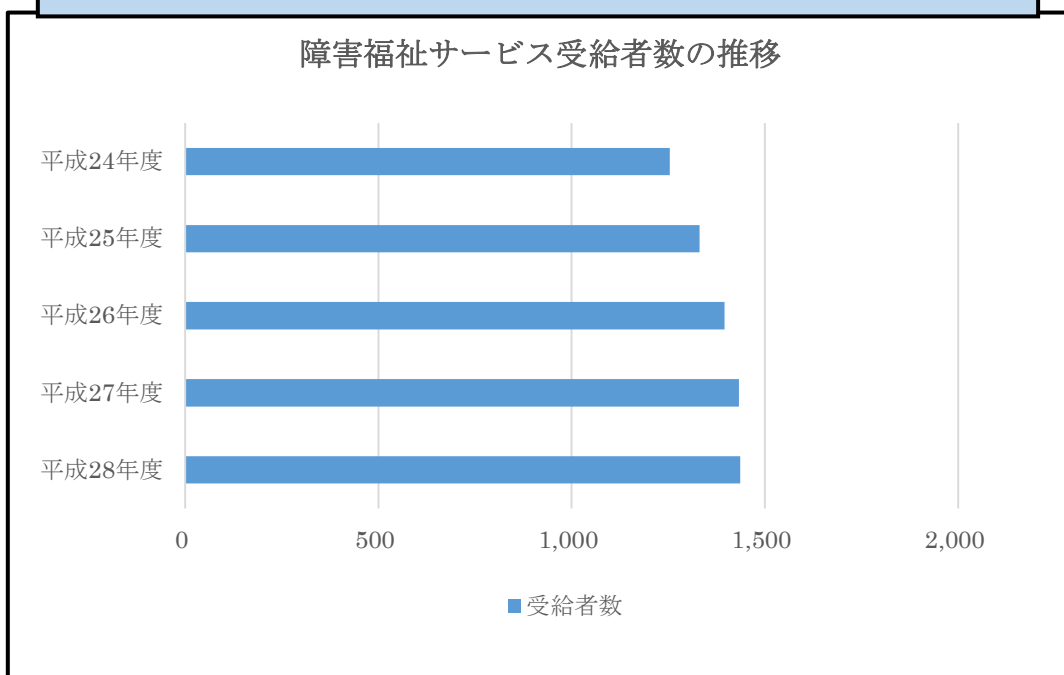
障害者手帳所持者状況（平成28年4月）



(2) 障害福祉サービス受給者数の状況

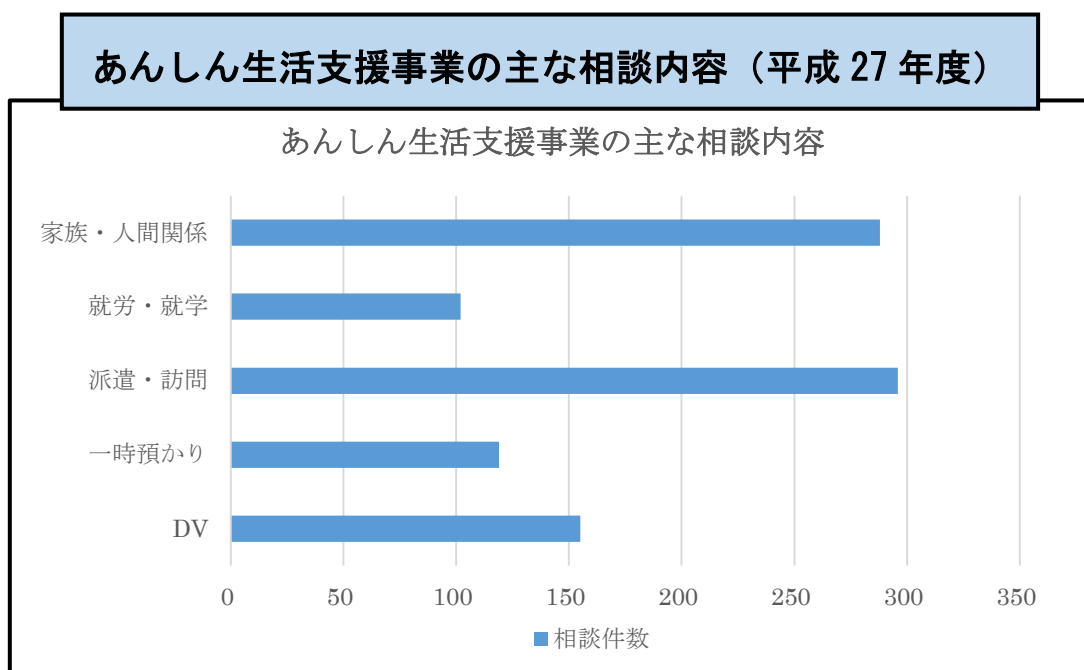
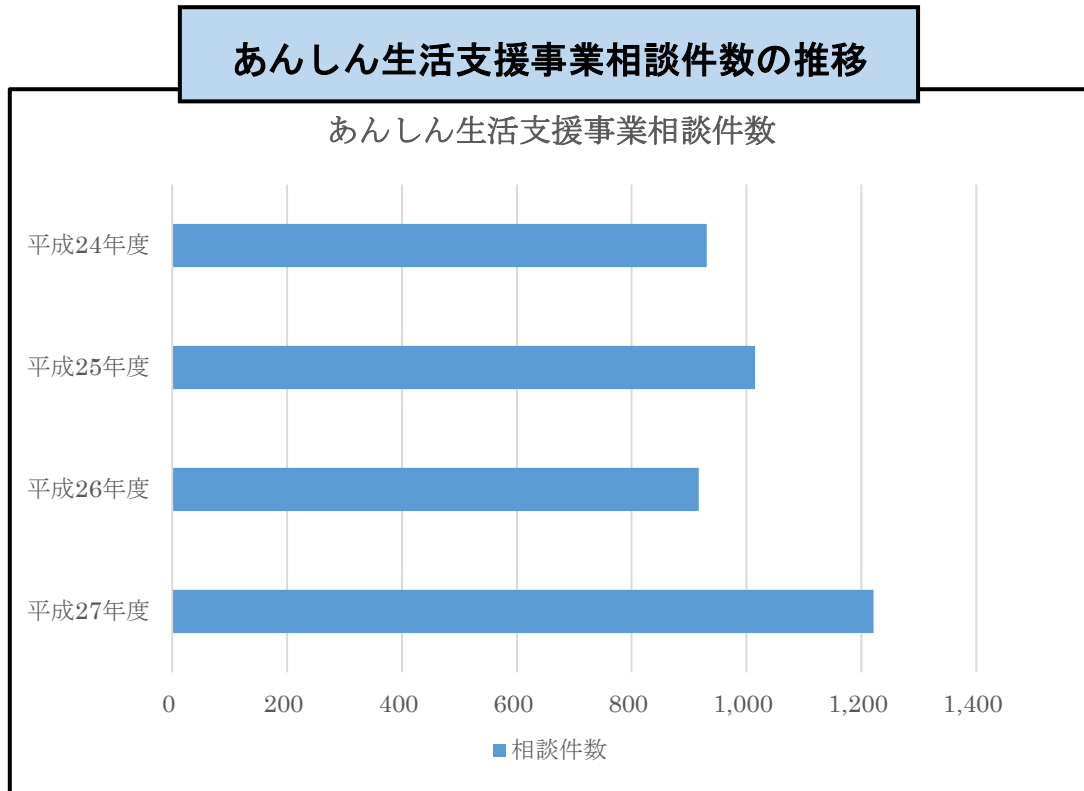
上越市における障害福祉サービスの利用状況は、全体で約1,400の方が利用されており、受給者数は障害手帳所持者の約13%にあたります。サービス別の利用状況は、訪問系サービスが約400人、日中活動系サービスが約1,400人、訪問系サービスが約400の方が利用されています。（サービス利用の重複あり）

障害福祉サービス受給者数の推移（各年4月1日現在）



(3) あんしん生活支援事業の概要

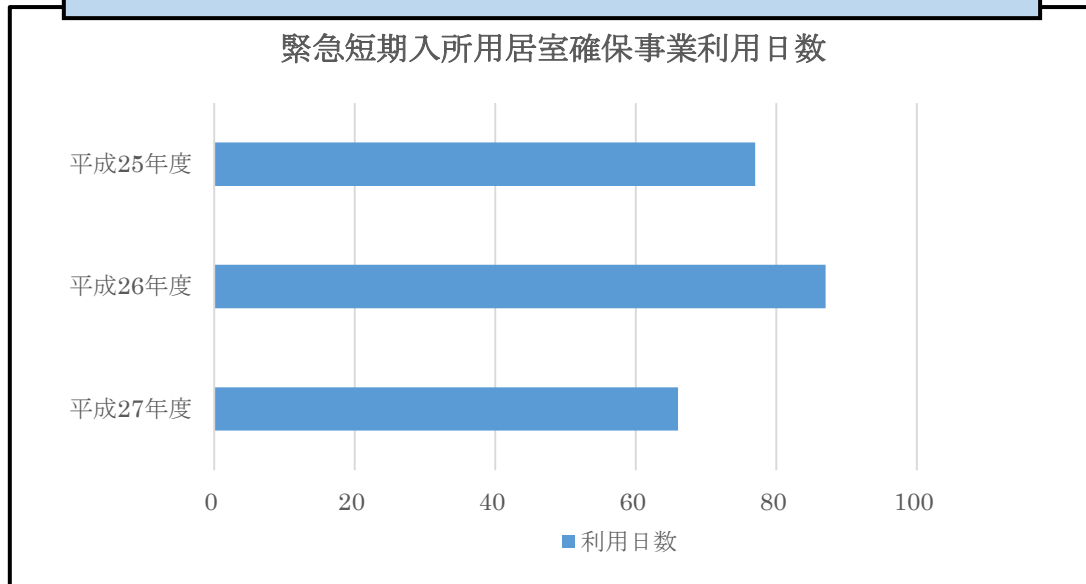
上越市では、平成 24 年度からあんしん生活支援事業を実施し、障害の有無にかかわらず児童から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急に支援を必要とするケース等に対応できる、休日夜間を問わず 24 時間対応可能な相談窓口及びショートステイ等の支援を行っています。



(4) 障害者緊急短期入所用居室確保事業の概要

上越市では、平成25年度から障害者緊急短期入所用居室確保事業を実施し、障害児者を自宅で介護する人が病気等の事情により介護できない場合の緊急的な受入れ等を行うため、1年間を通して短期入所施設の居室1室を確保しています。

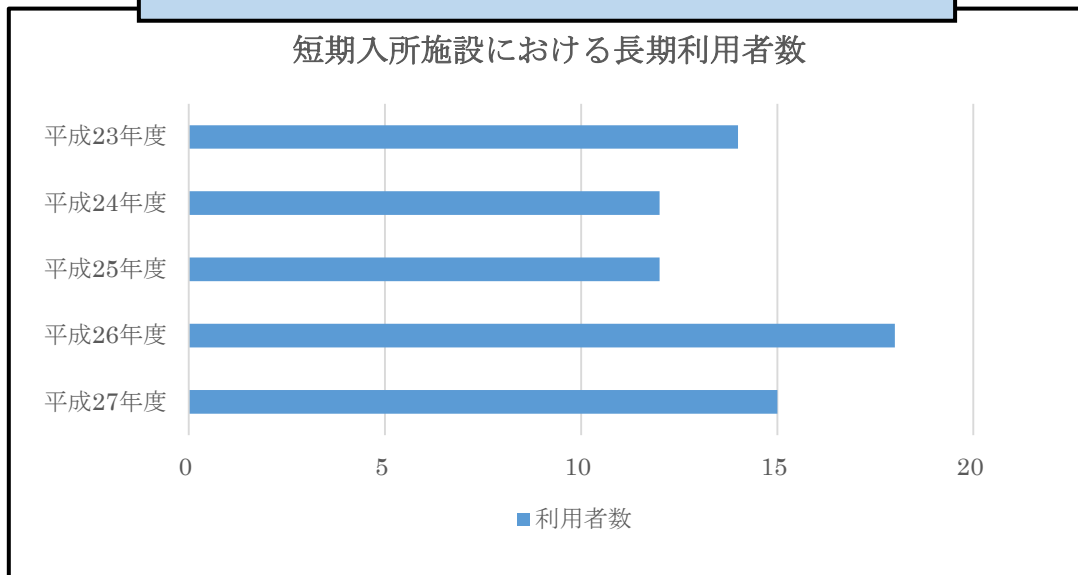
障害者緊急短期入所用居室確保事業利用日数の推移



(5) 短期入所施設における長期利用者数

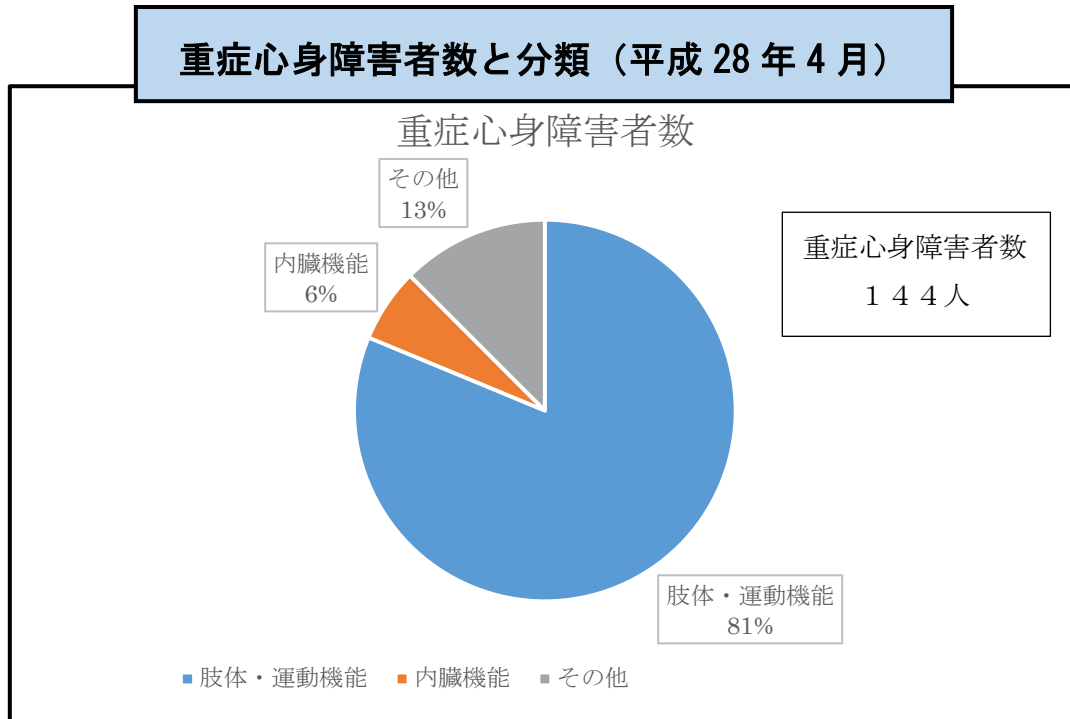
上越市では、施設入所待機者が多い状況が続いており、このため、短期入所施設の長期利用者（ロングショートステイ）も少なくありません。なお、短期入所施設の長期利用者（ロングショートステイ）としましては、継続して31日以上入所している利用者を想定しています。入所待機者の解消を図るためにも、グループホームなどの施設の更なる整備推進が求められています。

短期入所施設における長期利用者数の推移



(6) 重症心身障害者数

上越市における重症心身障害者の数は144名（平成28年4月現在）となっており、そのうち約8割が肢体不自由・運動機能障害で、年々増加傾向にあります。また、在宅の重症心身障害者数は107名（平成28年4月現在）となっており、重度障害のある方が地域で生活するために必要となる支援策の検討を進めています。



(7) 障害福祉の現状と課題のまとめ

- ・生活介護（デイサービス）や就労継続支援などの利用希望者が増加している。
- ・家族の高齢化により在宅での介護が困難となる家庭が増加傾向にあることから、住まいの場の確保が必要である。
- ・重度障害のある人や強度行動障害のある人等が地域で生活するための支援が必要である。
- ・入所施設については、依然として待機者が多い状況が続いている。
- ・短期入所施設を長期利用している人がいる。
- ・入所している人の高齢化に伴う介護保険施設への移行等の対応について検討が必要である。
- ・障害のある人の一般就労の場を確保できるよう、ハローワークなどとの連携強化が必要である。
- ・相談支援体制の充実を図るため、相談支援専門員等の人材育成が必要である。
- ・障害のある児童・生徒に対する療育支援体制の確保が必要である。
- ・高齢化により、福祉有償運送事業における運転ボランティアの確保が課題となっている。

第2章 事業目的及び事業実施主体

1. 事業目的

(1) 事業目的

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を整備するなど、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みや地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とします。

(2) 上越市におけるモデル事業実施の必要性

平成27年3月策定の上越市障害者福祉計画において、平成29年度末時点で2か所の地域生活支援拠点整備を掲げており、その実現に向けて、平成27年度において上越市自立支援協議会の「地域生活支援部会」で上越市における地域生活支援拠点等の整備のあり方や方向付け等を行うこととしていたため、モデル事業の導入を図ったものです。

2. 事業実施主体

新潟県上越市

第3章 事業要旨

1. 事業の概要

(1) 事業実施の経緯

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しにおいて、地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（地域生活支援拠点）の整備の方向性が示されました。上越市においては、これまで、市内にある複数の障害福祉事業所が、利用者のニーズを的確にとらえながら、それぞれが個別の計画に基づいて施設整備等に取り組んできましたが、障害のある方々が住み慣れた地域で生涯を通じて安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するには、必要とする人が必要なサービスを過不足なく利用することのできる仕組みを構築する必要があります。

このたび、国から示された地域生活支援拠点整備の考え方は、まさにそのような視点に基づいた施策であり、当市においても平成26年度に策定した上越市障害者福祉計画において、地域生活支援拠点を平成29年度末までに2か所整備することを成果目標として掲げ、上越市自立支援協議会の中に地域生活支援部会を設置し、この部会を中心に拠点整備に向けて検討を進めることとしました。

(2) 事業概要

上越市自立支援協議会の地域生活支援部会を中心に「地域生活支援拠点」に求められる機能やエリアの検討、整備パターン等について方向付けを行います。

- ・当市における「地域生活支援拠点」に求められる機能等の検討
- ・先進地視察
- ・有識者による研修会の開催
- ・具体的な「地域生活支援拠点」のエリアと実施事業者の検討

(3) 事業期間

平成27年7月1日～平成28年3月31日

第4章 事業内容

1. 準備委員会等の開催実績

(1) 検討会の構成

上越市自立支援協議会 地域生活支援部会 構成員 14名

地域生活支援部会メンバー

役職名	氏名	所属	役職名	氏名	所属
協議会会長	笠原 芳隆	大学准教授	部会員	新保 由美	保護者
部会長	宮越 亮	相談支援事業所		中屋 万里子	相談支援事業所
副部会長	片桐 公彦	法人副理事長		宮澤 功	保護者
部会員	青木 美代子	相談支援事業所		丸山 ひろみ	基幹相談支援センター長
	梅澤 康宏	事業所長		丸田 明久	事業所管理者
	岩佐 雅恵	事業所	事務局	小林 精子	福祉課
	上野 大誠	相談支援事業所		安達 貴喜	福祉課

(2) 検討会における重点目標

重い障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための仕組みを上越モデルとしてデザインする。

(3) 検討会の開催内容

- ・地域生活支援部会 11回
- ・講演会 1回
- ・先進地視察研修 3事業所

2. 専門家の招聘、関係者への研修

(1) 講演会の概要

平成 27 年 10 月に上越市自立支援協議会の主催により、地域生活支援拠点整備の周知や推進を図るため、厚生労働省から講師を招き、市内の障害福祉事業所や障害者団体等の関係者を対象に「地域生活支援拠点とは・・・」と題し、講演会を開催しました。

(2) 講演会講師の紹介

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室 虐待防止専門官・障害福祉専門官

(3) 講演会の参加者

市内・市外の障害福祉事業所、特別支援学校、各行政機関、自立支援協議会委員、医療関係者など 参加者：89 名

3. その他地域生活支援拠点等の立ち上げ準備に必要な事業

(1) 先進地視察研修の選定

検討会で先進地視察研修について協議を行い、のぞみの郷高社(長野県中野市)、重度・高齢グループホーム「そら」(北海道札幌市)、自閉症者自立支援センター「ゆい」(北海道札幌市)の各事業所が拠点整備について実際に取り組んでおり、上越モデルを検討するうえで参考になるとの意見でまとめ、この3事業所を視察先として選定しました。

(2) のぞみの郷高社

① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 高水福祉会

施設名：のぞみの郷高社

所在地：長野県中野市

サービス事業：生活介護（定員 60 名）、施設入所支援（定員 40 名）、共同生活援助（定員 4 名、うち 1 室体験）、短期入所（定員 3 名）

② 主な特徴

- ・入所施設であることから、看護師の配置ができています。
- ・重症心身障害者の受入れを行っているグループホームがあるが、職員体制としては看護師を配置して、週3日の夜勤体制で支援を行っている。
- ・グループホームの個室のうち、1室を体験利用型としている。
- ・短期入所で緊急時の受け入れも行っている。
- ・24時間対応のコールセンターを配置している。
- ・障害施設で亡くなるまで支援している。

③ 拠点整備の今後の展開

今後の展開としては、多機能型拠点（共同生活援助、短期入所、相談支援事業など）をまず整備し、そこを核として、圏域内の面的整備体制の構築を進めていく予定としている。



(3) 重度・高齢グループホーム「そら」

① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 朔風

施設名：朔風支援センターささえ〜る

(重度・高齢グループホーム「そら」、就労継続支援B型「ひいらぎ」)

所在地：北海道札幌市

サービス事業：共同生活援助（定員 18 名、6 名×3 ユニット）、就労支援継続B型（定員 20 名）

② 主な特徴

- ・同じ建物内にグループホームと就労継続支援B型事業所が併設され、壁で仕切られており、扉から行き来できるようになっている。
- ・グループホームは3階建てで、各階6部屋の3ユニットの構成。
- ・特別浴槽を備え、重度障害者も利用できる。
- ・グループホームに看護師や栄養士が配置されている。
- ・施設が病院（内科・透析科）に囲まれており、医療機関との連携ができています。
- ・近隣の医療機関の医師から往診に来てもらっている。
- ・終末期を迎えた利用者に対し、看取りまではできないが、近隣の医療機関への見送りまでを職員が行っている。
- ・24時間対応の職員支援体制となっている。



(4) 自閉症者自立支援センター「ゆい」

① 視察先の概要

法人名：社会福祉法人 はるにれの里

施設名：札幌市自閉症者自立支援センター「ゆい」

札幌市自閉症・発達障がい支援センター「おがる」

所在地：北海道札幌市

サービス事業：施設入所支援（定員 30 名、6 名×5 ユニット）、生活介護（定員 44 名）、自立訓練（定員 6 名）、短期入所（定員 6 名）、相談支援事業

② 主な特徴

- ・重度自閉症及び重度知的障害をはじめとした発達障害児・者に特化した事業運営を展開している。
- ・地域移行を目的とした利用期間が概ね 3 年の有期限の生活タイプの入所支援。
- ・施設入所は、施設を 6 部屋の 5 ユニットに分けており、ユニットにすることで様々な刺激（音や見えるもの等）を制限し、自閉症の人にとってやさしい環境を提供している。
- ・強度行動障害者の受入れも行っており、強化ガラスを取り付けるなどの施設整備がなされている。
- ・「ゆい」の職員力の向上の取り組みとして、支援力・組織力・人間力の 3 つ

を

キーワードとし、様々な法人内研修を実施し、職員教育に非常に力を入れている。

の

5 つのキーワードを軸に発達障害者への支援体制を整備していくことを重点としている。

- ・利用者一人一人のその日のタイムスケジュールをイラストや文字などを使い、誰もが理解できる形で掲示している。



第5章 地域生活支援拠点等の整備の類型

1. これまでの議論を踏まえて

検討会や講演会、先進地視察研修など、これまでの議論を踏まえ、上越市における地域生活支援拠点の整備モデルを考えたとき、重い障害のある方や強度行動障害のある方などのすまいや障害に特化したあんしん生活支援事業の拡充等が多機能拠点施設として必要であり、また、市の面積が広範囲にわたることから、既存の障害福祉事業所や医療機関などが連携し、地域全体で障害のある人を支えていく仕組みを構築しなければならないことから、面的整備も含めて必要であるとの方向性を確認しました。

上越モデルにおいては、多機能拠点整備型＋面的整備型の両面から地域生活支援拠点の整備を図り、障害のある人が住み慣れた地域で、生涯を通じて安心して暮らすことができる環境整備を進めることとしています。

2. 上越市地域生活支援拠点等の整備モデル



6

第6章 必要な機能の具体的な実施内容

1. 地域生活支援拠点に求められる必要な機能を議論するにあたって

国では、地域生活支援拠点を整備するにあたり、地域における居住支援に求められる機能について、相談（地域移行、親元からの自立）、体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）の5つのキーワードを挙げて拠点整備について検討していくこととしておりますが、検討会では、国のキーワードを踏まえるとともに、上越市に合った地域生活支援拠点に真に求められる機能は何かということ念頭に、住まい、短期入所（緊急的な事情等による受入れなど）、相談、緊急対応、人材（確保・養成）、体験（グループホームなど）、その他必要な支援の7つのキーワードを挙げて、上越市の現状や課題などを考慮しながら議論していくこととしました。

2. 拠点に必要な機能の検討

(1) 拠点に求められる機能の洗い出し

まず、上越市における地域生活支援拠点に求められる機能について7つのキーワードごとに、集計・整理することから始めました。

① 住まい

住 ま い	
重度障害者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●重度の障害者(重心・医療対応含む)を受入れるグループホームの整備
高齢者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢となった障害者が、スムーズに介護保険施設へ移れる機能 ●高齢になっても住み続けられるグループホームの確保 ●車椅子対応や医療ニーズのある利用者対応の受入れ可能なGHの整備
公営住宅の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の増築または市による民間アパートの借上げ ●公営住宅優先入居(保証人免除)などの整備 ●公営住宅の入居基準の抜本的見直し ●市遊休地、遊休施設の積極的活用 ●障害者専用賃貸住宅(仮称)をコンベなどで建設し公営住宅として市が借上げ、居宅介護事業所を付設。SW、PSWの配置
多機能拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能拠点整備型のGH併設型の整備で重度障害者も含める ●入所機能を持ったGHの整備、同一敷地内に日中活動も付設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●障害特性に配慮した支援体制(例えば24時間常時厳重な見守りとゆるやかな見守り体制など) ●ロングショートの制度化 ●スマートウェルネス住宅等推進モデル事業
地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー対応 ●特別浴槽等の整備 ●行動障害に配慮された設備(空調、壁材、床材、防音等) ●看護師の配置、もしくは訪問看護の活用 ●重度障害者へのヘルパー派遣特例(区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者)の活用。※上越市では実績なし。 ●重度の方を受け入れる対応として、人員を効率的に配置する観点から通所施設の併設についても検討 ●グループホームのサイズとしては10名以上20名以内程度ミドルサイズを想定。 ●拠点における夜間支援については、夜勤体制、もしくは複数支援スタッフにより体制を奨励 <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間の看護師配置は困難と思われる。 ●「拠点だから」重度障害者が受け入れられるわけではないため人材の確保・養成・定着のための取り組みが必要と思われる。
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅や民間アパートの斡旋を行う「居住サポート事業」の予算化と人員の配置(地域生活支援事業) ●公営住宅への対応については「拠点」の設置は別に、自立支援協議会会長名などで建築住宅課に要望、もしくは照会をするといった方策が必要。 ●別途、グループホームの消防法、建築基準法の取り扱いの緩和については建築行政会議との調整が必要 ●介護保険施設との連携については入所施設における「適用除外特例」を見直す必要がある。

② 短期入所

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">短期入所</h3> <p style="margin: 0;">(病氣や冠婚葬祭など緊急的な事情等による受入れ)</p> </div>	
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急度の高い人からの優先利用システムの構築 ●病氣や冠婚葬祭などで家族が介護できない状況になった場合、緊急時に受入れができる短期入所施設の整備 ●緊急時の受入れ体制のパブリックな整理 ●緊急対応短期入所受入れ施設の登録
ベッド不足の解消	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所施設の増設 ●最低でも4～6床の短期入所の整備 ●24時間施設すべての施設に緊急SS枠を設置 ●緊急対応短期入所登録施設に緊急時対応ベッドを確保(市単で予算化) ●ロングショートにしない短期入所 ●介護保険施設の短期入所施設拡大の政策誘導と研修会の開催
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●空いているSS枠への行政的な保証 ●外部へSS枠の空き情報の提示 ●待機者でGH対応可能な人は、GHへの入居勧奨 ●高齢施設との連携確保 ●宿泊型自立訓練施設の拠点化等による精神の方を受け入れるSSの確保
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点にはグループホーム整備の有無に関わらず、短期入所を少なくとも4床以上整備することが求められる。 ・ 緊急時短期入所事業の拡充 ・ 短期入所のサービスは特にニーズが高いこともあり、拠点機能だけでは常時満床状態になることが予想されることから、各法人がそれぞれ数床、新規に開設する必要がある ・ さらに短期入所は宿泊が伴うため障害特性が異なるとトラブルになる可能性が高い。必要と感じている法人が自ら短期入所事業を実施するといった努力を求めるべき。 <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用を目的としたSSの支給決定を行う必要がある。 ・ 緊急時に受け入れることで本人や施設にとっても情報のない中で受け入れるため、体験利用を推進する。 ・ 緊急時受入れについての基準、窓口の明確化 ・ 緊急時に、適りの支給決定のルールが必要。
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の短期入所の積極的な活用(基準該当、空床利用型など) ・ 精神においては生活訓練施設の空き室を活用して短期入所の指定を取ることは可能か？ ・ 「全ての施設に緊急短期入所枠」を設置するには相当に財政インパクトがあるため慎重に検討する必要がある。 ・ 一方で行政負担なしに法人独自の取り組みを求めるには経営的観点から現実的ではないことも留意。

③ 相談

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">相 談</h3> </div>	
基幹の更なる活用	<ul style="list-style-type: none"> ●基幹相談支援センターの更なる活用 ●各機関がどんな役割を担うかの確認作業 ●基幹・生活困窮・コールセンターなど委託系相談事業の再設計 ●基幹相談支援センターの基幹の委託と、委託相談の委託は分けて検討
児童の相談	<ul style="list-style-type: none"> ●学齢時(児童)の相談支援を行う機関の明確化 ●障害児が生まれても子育てを教え、地域の専門職が総動員で支える仕組み ●18歳まできちんとかかわる児童発達支援センターの創設
体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点内での相談支援事業所の確保 ●ブロック制にした拠点の整備 ●得意とする障害があれば他機関の相談に乗る仕組み作り ●「いちげんさん」解消のための地域包括のような地域担当制の確保 ●緊急体制との統合一元化 ●障害のある人及び家族からの相談に迅速かつ適切に対応ができる相談支援体制
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的な連携会議等 ●スーパーバイザー
地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談、地域定着 ・ 基本相談機能 ・ 安心生活支援事業 ・ 広域をカバーするための委託相談のサテライト機能 ・ 広域をカバーするための安心生活支援事業のサテライト機能(ブロック制)、もしくは機能強化 <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各期間の相談支援機能の確認作業は別途議論できる場を設定する必要があると思われる。 ・ 24時間365日をカバーするためには人員の厚みを持たせる必要があることから現行の相談支援を統合して集約する方案も検討する必要がある。 ・ 特に「安心生活支援事業」については業務が幅広になっている部分については警察、児童相談所などの関係機関との役割を改めて整理する必要がある。
その他の機能、求められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「定期的な連絡会議」については「ケアマネジメント連絡会」が存在するが別途必要であるという理解でよいか？ ・ 「学齢期の相談」についても同様に、上記関係会議との関係をどう考えるか？ 現在、そのあたりが曖昧になっているのでそのような意見があるのか？ ・ 児童発達支援センターの年齢や機能については、改めて検討会を立ち上げる、もしくは「子ども部会」での議論が必要。

④ 緊急対応

緊急対応	
<p>安心生活支援事業の活用・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あんしんコールセンターで実施しているような休日夜間を問わず24時間365日対応可能な相談受付及びショートステイでの支援など一体的に対応できる機能 ●安心コール機能の内容の検討、確認作業 	<p style="text-align: center;">地域生活支援拠点に求められる具体的な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心生活支援事業(あんしんコールセンター) ・個別給付の地域定着支援の活用 ・緊急対応型短期入所もしくは短期入所の大幅な増床 ・短期入所のサービスは特にニーズが高いこともあり、拠点機能だけでは常時満床状態になることが予想されることから、各法人がそれぞれ敷床、新規に開設する必要がある(再掲) ・さらに短期入所は宿泊が伴うため障害特性が異なるとトラブルになる可能性が高い。必要と感じている法人が自ら短期入所事業を実施するといった努力を求めべき。(再掲) <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援について「地域生活支援拠点」の運営法人のみが実施するのではなく、各相談支援事業所も取り組むべきである。 ・「安心生活支援事業」については業務が幅広になっている部分については警察、児童相談所などの関係機関との役割を改めて整理する必要がある。 ・「相談」の項目の部分との機能の再編について本格的な議論が別途必要。(本部会の枠組みを超えた案件) ・上越市の広大なエリアをカバーする緊急体制の配置については例えば「救急車がどのあたりをカバーしているか?」が参考になるのではないかと?
<p style="text-align: center;">体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に相談受付や短期入所など一体的に対応できる地域生活支援事業所の確保 ●緊急時の初動体制の明確化 ●ワンストップで受け止める体制の確保 ●日常相談との統合一元化 ●山間部などの緊急時対応の機能 ●緊急対応できるSSを市内事業所の各月当番制による1床分の空床確保 ●地域担当制による日常からのフォロー体制確保 	
<p style="text-align: center;">その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上越版Assertive Community Treatment(ACT) ●緊急対応をすべて福祉で賄うのではなく、そのケースによる他の機関との連携活用 	
	<p style="text-align: center;">その他の機能、求められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ACTについては、引き続き本部会での検討や情報収集が必要。 ・他機関との連携については、関係する機関との連携を深めるための対応(例えば警察に障害特性理解の研修の出席講座をする、定期連絡会を開催する)を具体的に構築する必要がある。

⑤ 人材(確保・養成)

人材(専門性)	
<p style="text-align: center;">人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●給与水準のUPと育成・研修システム等の整備 ●医療的ケアができる看護師などのスタッフの確保 ●市が必要人員数を明確化、確保計画の立案 ●相談員を出す事業所への支援体制 ●地域生活支援拠点看護師による地域フォロー体制の確保 ●支援拠点看護師採用への費用サポート ●緊急対応特命支援チームの編成・登録(拠点周辺の行政・医療機関・介護施設・ヘルパー事業所・相談支援事業所等で構成) ●相談支援専門員の増員(育成) 	<p style="text-align: center;">地域生活支援拠点に求められる具体的な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成のための研修・会議スペース ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ(art) ・研修の実施(強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)、喀痰吸引、同行支援等、各種専門性アップのための研修会の開催(資格研修については指定を取る) ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施 ・緊急対応特命支援チーム(拠点周辺の関係者で構成) ・障害分野に明るい嘱託医の配置 ・緊急時に対応できる人材(ただし労働環境・条件には十分に配慮する必要がある) <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準のアップについては各法人ごとに雇用条件は異なっており、かつ経営努力に標準的水準を確保している法人もあることから一律に給与アップについて本部会で検討することには慎重に対応すべきである。 ・研修については基幹相談センターが担うべき分野もことからその機能の全てを拠点に求めるかどうかはさらに議論が必要
<p style="text-align: center;">人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の体制づくりを任せられるコーディネーターの育成 ●支援力のアップ研修 ●危急対応職員の全市レベルでの育成 ●医的ニーズに対応するための介護職の養成(喀痰吸引可能)を福祉医療施策として行政主導での展開 ●強度行動障害者支援者の養成を行政主導での展開 	
<p style="text-align: center;">人材の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医師会等との連携で個人医を活用できるような仕組み作り ●往診・基幹病院との橋渡し ●医療連携体制の整備 ●地域包括ケアシステムとの連携 	
	<p style="text-align: center;">その他の機能、求められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の育成に関しては基幹相談センター、圏域相談支援事業を有効に活用する。 ・地域包括ケアとの関係は常に指摘されているが具体的に検討会や会議の場面に障害関係者が参画しているか?さらには福祉課と高齢者支援課との間ではどのようなやりとりになっているか?確認が必要。

⑥ 体験

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">体験</h3> <p style="margin: 0;">(一人暮らし・グループホームの体験利用など)</p> </div>	
短期入所の体験利用	<ul style="list-style-type: none"> ●ショートステイでの体験 ●短期入所を家からの自立訓練として活用
グループホームの体験利用	<ul style="list-style-type: none"> ●グループホームや一人暮らしの体験利用ができる施設の整備
一人暮らし体験	<ul style="list-style-type: none"> ●体験利用できる場所の確保(アパート借上げ等) ●公営住宅の一人暮らし体験枠の活用 ●シェアハウス展開に向けた制度化(遊休施設の再利用) ●シェアハウスなどへの住込み職員による支援体制の確保 ●障害者専用賃貸住宅をマンスリーで賃貸できる仕組みを構築し、そこで体験(ヘルパー、相談員が対応)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●体験利用枠・システムの整備 ●安価な料金での体験利用 ●体験利用の賃貸料支払いには、無利子、無担保、無保証人の「貸付基金」を創設 ●自分が住まない所で体験は効果が薄い(環境が異なるとリセットになるため)
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	
<ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも4床以上の短期入所事業の実施 ●地域生活支援拠点グループホーム併設型に体験型を整備 ●一人暮らしや2人等の住まいにおけるサポート(地域定着支援が有効か?) ●地域生活支援拠点を通過した方のサテライト型グループホームの設置、サポート。 <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●短期入所については拠点のみならずその機能を求めるのではなく、上越市全体で短期入所の床数を確保する必要があり、そのことで全体の短期入所に余裕が生まれ、体験型利用が促進されるものと思われる。 ●体験型グループホームについてはグループホームが空いている場合に活用できるが満床の場合には体験利用が困難なことも予想される。 ●「体験利用専門」の居室の確保は体験利用者が確保できない場合に法人負担が大きいため配慮が必要(空床利用型短期入所などの対応が可能かどうか確認が必要) 	
その他の機能、求められるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ●「シェアハウス」のイメージをもう少し詳しく(グループホームとはイメージが違うのか?) ●「遊休施設のシェアハウス」とはどのようなイメージか? ●「安価な料金」の範囲はどのくらいか?(成人だと実質利用料が無料になるか、食費や室料などの減免が必要という意味か?) ●障害者の仕組みの構築における行政の役割は何か?(法人の取り組みとしてできない範囲はどこか?) 	

⑦ その他必要な支援

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <h3 style="margin: 0;">その他必要な支援</h3> </div>	
地域特性への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●地域差が出ないように様々なサービスをどの地域でも受けられる体制 ●降雪期に配慮した支援体制 ●地域担当制とバックアップ体制整備による対応職員の育成
通所サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護またはそれに類する機能を有する事業所 ●地域活動支援センター的な施設の整備
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘルパーが複数人に対応できる体制 ●必要なときに移動支援が受けられる制度
補助金制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●国県補助金で対応できない、施設改修補助金の検討 ●地域生活支援拠点整備補助金の新設(国への要望)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●介護施設との連携 ●地域の体制づくりを任せられるコーディネーターの配置 ●地域包括ケアシステムとの各種連携の整理と体制確保 ●視覚障害者の代わりに郵便物を見て対応してくれる人
地域生活支援拠点に求められる具体的な機能	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点に集約されている各サービスの調整を行うコーディネーターの配置。 ●既存の社会福祉施設整備補助金とは別の地域生活支援拠点に特化した補助事業創設の国への要望 ●地方創生予算や農林水産系に地元木材を活用した公共施設補助金などの活用も検討するべき。 ●高齢障害者や重度障害者のための地域生活支援拠点のごく近隣や同一敷地内、あるいは同一建物内の通所施設の整備 ●地域生活支援拠点に通所施設を併設、もしくは近隣敷地での通所施設の整備 ●地域活動支援センターの整備 <p>《課題・留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●降雪期への配慮では住まいの場については特に夜間の訪問が難しくなることを想定した整備が必要。 ●地域差が出ないように拠点整備が求められる 	
その他の機能、求められるもの	
<ul style="list-style-type: none"> ●「移動支援の充実」については移動支援部会の議論を注視。 ●地域包括ケアとの関係は常に指摘されているが具体的に検討会や会議の場面に障害関係者が参画しているか?さらには福祉課と高齢者支援課との間でどのようなやりとりになっているか?確認が必要。(再掲) ●視覚障害の方の郵便物の確認は居宅介護等事業の「家事援助」で対応できるものと思われる。 	

(2) 拠点に求められる機能の整理

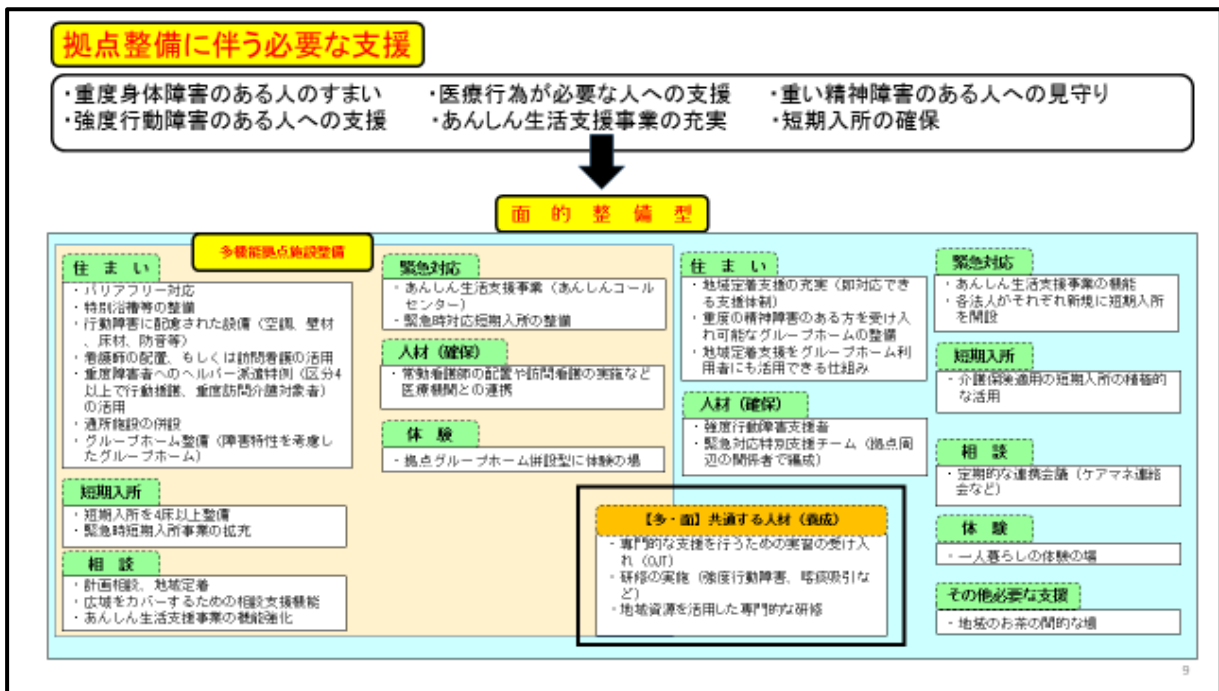
次に、検討会で挙げた意見を更に絞り込み、多機能拠点整備型と面的整備型の2つの整備パターンに分けて、整理しました。

上越市地域生活支援拠点に求められる具体的な拠点機能

項目	多機能拠点整備型	面的整備型
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応 ・特別浴槽等の整備 ・行動障害に配慮した整備（空調、壁材、床材、防音等） ・看護師の配置、もしくは訪問看護の活用 ・重度障害者へのヘルパー派遣特例（区分4以上で行動援護、重度訪問介護対象者）の活用 ・通所施設の併設 ・グループホーム整備（障害特性を考慮したグループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域定着支援の充実（即対応できる支援体制） ・重度の精神障害のある方を受け入れ可能なグループホームの整備 ・地域定着支援をグループホーム利用者にも活用できる仕組み
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所を4床以上整備 ・緊急時短期入所事業の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用の短期入所の積極的な活用（基準該当施設の空床利用型など）
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談、地域定着 ・広域をカバーするための相談支援機能 ・あんしん生活支援事業の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な連携会議（ケアマネ連絡会など）
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業（あんしんコールセンター） ・緊急時対応短期入所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活支援事業の機能 ・各法人がそれぞれ新規に短期入所を開設
人材（確保・養成）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援を行うための実習の受け入れ（OJT） ・研修の実施（強度行動障害、喀痰吸引など） ・常勤看護師の配置や訪問看護の実施 ・医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者 ・緊急対応特命支援チーム（拠点周辺の関係者で編成）
体験	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点グループホーム併設型に体験型を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの体験の場
その他必要な支援		<ul style="list-style-type: none"> ・地域のお茶の間の場

3. 上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能

検討の結果、重度身体障害のある人のすまい、医療行為が必要な人への支援、重い精神障害のある人への見守り、強度行動障害のある人への支援、あんしん生活支援事業の充実、短期入所の確保の6つの支援が必要であり、これら6つの支援を実現するために、多機能拠点整備型と面的整備型の両面から上越市地域生活支援拠点に求められる拠点機能を整理しました。



第7章 事業実施の結果及び今後の課題・方針（予定）

1. 事業実施の結果

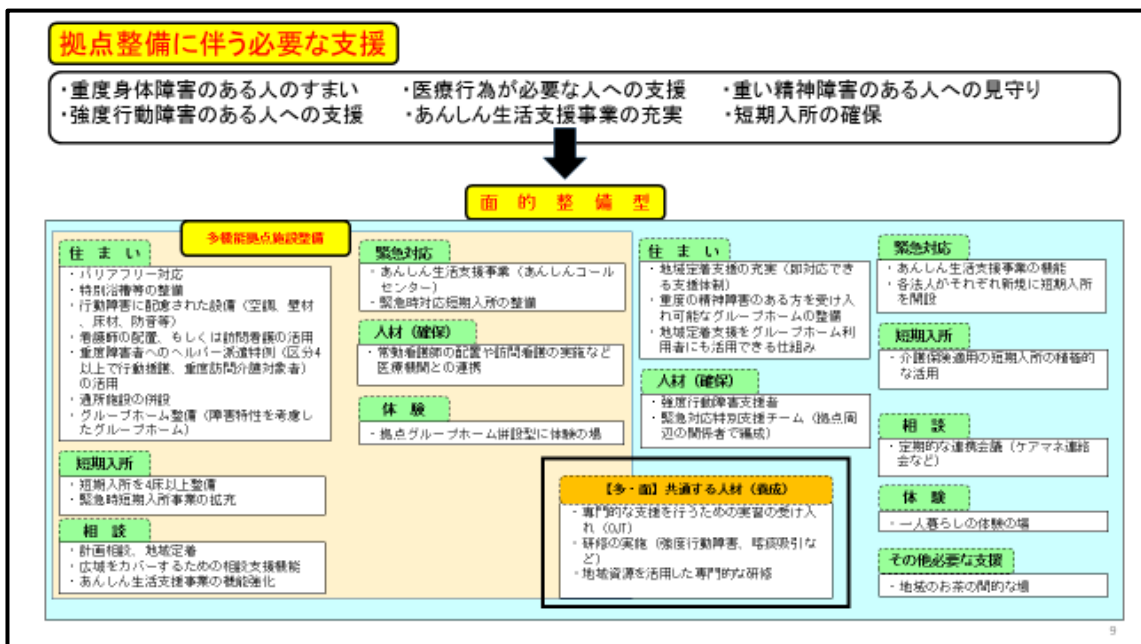
(1) 事業実施の結果

平成27年度におけるモデル事業を通じて、地域生活支援拠点整備について検討を行い、地域生活支援拠点等の整備パターン、地域生活支援拠点に求められる機能等について、最終的に次の2つに整理しました。

① 上越市における拠点整備型（多機能拠点整備型＋面的整備型）の決定



② 拠点整備の際に求められる具体的な機能の決定



(2) 事業実施の効果

① 地域生活支援拠点整備の制度の周知

国の第4期障害福祉計画に係る基本指針の見直しで、地域生活支援拠点整備の方向性が示され、平成26年度に策定した上越市障害者福祉計画において拠点整備の推進を掲げていますが、関係の障害福祉事業所や行政機関等においても、理解が深まっていないことが課題でありましたが、このたびのモデル事業の実施により、講演会の開催や自立支援協議会などで協議を重ねることによって、制度の周知や理解を深めることができ、拠点整備の機運の醸成に繋がりました。

② 具体的な拠点機能の決定

地域生活支援拠点を整備する際の具体的な拠点機能について決定しましたが、当モデル事業において議論した意見を踏まえ、さらに広く関係法人等と議論を深め、合意形成を図って、上越市における地域生活支援拠点整備の実現を目指します。

2. 今後の課題

地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していく上で、クリアしなければならない課題は少なくありませんが、今後さらに検討等が必要となる大きな課題として、次の2つを挙げ課題解決に向けて、取り組む必要があります。

- 看護師の確保
- 医療機関との連携

3. 今後のスケジュール（予定）

●平成28年7月から

- ・関係の社会福祉法人や医療法人の代表者会議を開催し、地域生活支援拠点整備について、さらに議論を深め、合意形成を図る。

●平成29年度以降

- ・多機能拠点整備型の整備の意向を持つ事業所（法人）を選定する。
- ・面的整備型について、市内の関係障害福祉事業所や医療機関等の役割分担を明確にし、連携を図りながら、地域全体で障害のある人を支える仕組みを構築していく。
- ・関係の事業所は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金などの補助金を活用しながら施設整備を計画的に実施していく。